2015年６月10日現在

『教員採用試験　教職基本キーワード1200』訂正表

（初版第１刷用）

●144ページ　左段の「就学指導」の項目中　左段下から４行目～右段上から５行目

「しかるに，特別支援学校の就学基準に該当する児童生徒であっても，…小・中学校に就学させることになっている。」までの９行を削除する。

●250ページ　右段の「認定就学者」の項目を削除

※学校教育法施行令の改正により，一般の学校における「認定就学者」の制度は廃止され，特別支援学校に就学する児童生徒が「認定特別支援学校就学者」となった。なお「認定特別支援学校就学者」とは，学校教育法施行令第22条の３に規定する障害の程度のもののうち，市町村教育委員会が総合的な観点から判断し，特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。

以上

株式会社 実務教育出版